

平成25年12月19日

近畿日本鉄道株式会社

当社に対する措置命令に関するお詫びとお知らせ

当社は本日、消費者庁から、当社が運営し、当社子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等およびホテル施設のメニュー表示等について、下記のとおり不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第6条の規定に基づく措置命令を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様にたいへんご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 消費者庁に認定された事実

(1) 当社が運営し、当社子会社の(株)近鉄旅館システムズへその営業に関する一切を委託している旅館等のうち4施設において一般消費者の皆様を提供した料理について、例えば、遅くとも平成25年6月頃から同年8月頃までの間、「奈良 万葉若草の宿 三笠」（以下「三笠」といいます。）において「ファミリープラン」と称して提供した料理については、旅行情報ウェブサイトにおいて「大和地鶏の唐揚げ」等と記載することにより、あたかも、当該料理に「大和地鶏」と称する地鶏の肉を使用しているかのように示す表示をしていたなど、別表1「旅館等施設名」欄記載の施設において提供する同表「料理名」欄記載の料理について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の媒体において、同表「表示内容」欄記載の表示をしておりました。

実際には、例えば前記「大和地鶏の唐揚げ」等と称する料理にあっては「地鶏肉の日本農林規格」（平成11年農林水産省告示第844号）の定義に該当しない鶏肉を使用するなど、それぞれ別表1「実際」欄記載のとおり

りでした。

- (2) 前記旅館「三笠」において一般消費者の皆様販売した「おせち料理」と称する商品について、平成24年12月頃に送付したチラシにおいて、例えば、「車海老」と記載することにより、あたかも、当該商品にクルマエビを使用しているかのように示す表示をしていたなど、別表2「表示内容」欄記載の表示をしておりました。

実際には、例えば前記「車海老」にあつては、クルマエビより安価なブラックタイガーを使用するなど、それぞれ別表2「実際」欄記載のとおりでした。

- (3) 遅くとも平成25年2月頃から同年11月12日までの間、旅行情報ウェブサイトにおいて、「大和肉鶏」について「三笠では『大和肉鶏鍋』や『つみれ鍋』としてお召し上がりいただいております。」等と記載することにより、あたかも、前記旅館「三笠」において「大和肉鶏」を使用した料理を提供することができるかのように表示しておりました。

実際には、平成25年2月頃以降、「大和肉鶏」と称する地鶏を仕入れておらず、これを使用した料理を提供しておりませんでした。

- (4) 当社が運営し、当社子会社の(株)近鉄ホテルシステムズへその営業に関する一切を委託しているホテルのうち5施設において一般消費者の皆様提供した料理について、例えば、平成25年1月から同年10月30日までの間、「都ホテルニューアルカイク」内の飲食店においてランチバイキングの1品として提供した料理について、チラシに「牛ロース肉のステーキ」と記載するなど、別表3「ホテル等施設名」欄記載の施設において提供する同表「料理名」欄記載の料理について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の媒体において、同表「記載」欄記載のとおり記載をすることにより、あたかも、当該料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示をしておりました。

実際には、別表3「記載」欄記載の料理にあつては、いずれも生鮮食品に該当しない牛脂その他の添加物を注入した加工食肉製品を使用しておりました。

- (5) 前記(1)～(4)の表示は、以下のとおり、いずれも景品表示法に違反する

ものでありました。

ア 前記(1)、(2)および(4)の表示は、当該料理および当該商品の内容について、一般消費者の皆様に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである。

イ 前記(3)の表示は、当該料理について、取引を行うための準備がなされていない場合の当該料理についての表示である。

2. 措置命令の内容

(1) 前記1. を、消費者庁長官が承認する方法により一般消費者の皆様所周知徹底しなければならない。

(2) 今後、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを当社の役員および従業員ならびに運営委託先に周知徹底しなければならない。

(3) 今後、同様の表示をしてはならない。

(4) 前記(1)に基づいて行った周知徹底および(2)に基づいて採った措置を消費者庁長官に文書で報告しなければならない。

3. 当社の取組み

当社は、ご利用いただいたお客様をはじめ関係者の皆様にたいへんご迷惑とご心配をおかけしたことを真摯に受け止め、以下のとおり、メニュー表示の適正化に向けて取り組み、対策を実施しております。

(1) 表示の改善

該当メニューの表示是正または食材変更により、不適切な表示をすべて改善いたしました。

(2) お客様への周知

当社および運営委託先が実施した自主調査により不適切な表示があった

ことが判明したため、情報を速やかに公表することとし、本年10月31日および11月6日に広報発表を行いました。当社および不適切な表示を行っていた各施設のホームページにおいてもお詫び文を掲出し、不適切な表示の内容、その表示が行われた施設名・メニュー名・時期等を周知いたしました。

また、当社ホームページに本書を掲出するほか、本年12月20日に、読売新聞および日本経済新聞（いずれも朝刊）にもお詫びとお知らせを掲載いたします。

(3) 再発防止策

従業員の食品に関する法律についての知識不足、認識不足があったことから、計画的な教育・研修を実施いたします。

また、メニューと使用食材をチェックする体制が確立できていなかったことから、支配人等が定期的にチェックを行う体制を構築いたします。

さらに、当社において、当社と利害関係を有しないメンバーにより構成される有識者委員会を本年11月15日付で設置いたしました。同委員会は、本件が発生した原因究明と再発防止策および今後望まれる運営のあり方について平成26年2月末までに提言する予定です。当社はその活動に協力し、同委員会から調査結果の報告や提言等がなされた場合、速やかにその内容を公表するとともに、再発防止策を策定して信頼の回復に努めてまいります。

4. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

旅館等（樫原観光ホテルを含む）に関する事項

観光・レジャー事業統括部 電話番号06-6775-3542

ホテルに関する事項

ホテル事業統括部 電話番号06-6774-7729

月曜日～金曜日（土休日、12月30日から1月3日を除く。）

9時10分～18時

(以 上)

別表 1

旅館等施設名	料理名	表示期間	表示媒体	表示内容	実際
三笠（奈良市川上町728番地）	ファミリープラン	遅くとも平成25年6月頃から同年8月頃までの間	「じゃらんnet」と称する旅行情報ウェブサイト	「大和地鶏の唐揚げ」及び「大和地鶏唐揚げ」と記載することにより、あたかも、記載された料理に「大和地鶏」と称する地鶏の肉を使用しているかのように示す表示	地鶏（注1）の定義に該当しない鶏肉を使用していた。
			お品書き	「大和地鶏唐揚げ」と記載することにより、あたかも、記載された料理に「大和地鶏」と称する地鶏の肉を使用しているかのように示す表示	
同上	ミニ会席及び華ごよみ会席	平成25年9月1日から同年10月28日までの間	お品書き	「和牛朴葉焼き」と記載することにより、あたかも、記載された料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示	生鮮食品に該当しない加工食肉製品（成型肉）を使用していた。
同上	バンビ御膳	平成25年10月1日から同年10月25日までの間	同上	「和牛ステーキ」と記載することにより、あたかも、記載された料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示	一部について、生鮮食品に該当しない加工食肉製品（成型肉）を使用していた。
橿原観光ホテル（奈良県橿原市久米町862）内の宴会場	宝珠	遅くとも平成23年8月頃から平成25年9月29日までの間	料理プランメニュー表	「牛フィレ肉のステーキ」と記載することにより、あたかも、記載された料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示	生鮮食品に該当しない加工食肉製品（成型肉）を使用していた。

旅館等施設名	料理名	表示期間	表示媒体	表示内容	実際
橿原観光ホテル内の「ミランドオール」と称する飲食店	ステーキ&海老フライセット	平成23年11月頃から平成25年10月29日までの間	メニュー	「ステーキ」及び「牛フィレ肉のステーキ」と記載することにより、あたかも、記載された料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示	生鮮食品に該当しない加工食肉製品（成型肉）を使用していた。
同上	ビーフカツサンド	同上	同上	「ビーフカツサンド」と記載することにより、あたかも、記載された料理に牛の生肉の切り身を使用しているかのように示す表示	同上
百楽荘（奈良市百楽園3丁目1番3号）	四季の膳及び長寿の膳	平成24年2月頃から平成25年7月31日までの間	お品書き	「キャビア」と記載することにより、あたかも、記載された料理にキャビア（注2）を使用しているかのように示す表示	キャビアよりも安価で取引されているランプフィッシュ卵の塩漬けを使用していた。
あやめ館（奈良市あやめ池北1丁目34番17号）	法事用会席及び石焼会席	平成22年9月頃から平成25年10月27日までの間	同上	「車海老」と記載することにより、あたかも、記載された料理にクルマエビを使用しているかのように示す表示	クルマエビよりも安価で取引されているブラックタイガー又はバナメイを使用していた。

（注1）「地鶏肉の日本農林規格」において、次の方法で飼育された鶏とされている。

- ① 指定された在来種由来の血液百分率が50パーセント以上
- ② ふ化日からの飼育期間が80日以上
- ③ 28日齢以降は平飼いでかつ1平方メートル当たり10羽以下で飼育されたもの

（注2）キャビアとは、チョウザメ類の卵巣から薄膜を取り除き、卵を粒に分離して洗浄した上で塩蔵するなどの加工を施した食品である。

別表2

表示内容	実際
「車海老」と記載することにより、あたかも、記載された料理にクルマエビを使用しているかのように示す表示	クルマエビよりも安価で取引されているブラックタイガーを使用していた。
「からすみ松葉」と記載することにより、あたかも、記載された料理にボラの卵巣で作られるからすみを使用しているかのように示す表示	からすみよりも安価で取引されているタラ及びサメの卵等から作られる加工食品を使用していた。
「烏賊からすみ」と記載することにより、あたかも、記載された料理にボラの卵巣で作られるからすみを使用しているかのように示す表示	同上

別表3

ホテル等施設名	料理名	表示期間	表示媒体	記載
シェラトン都ホテル大阪（大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号）内の「トップオブミヤコ」と称する飲食店	ランチバイキング	平成20年12月から平成25年10月30日までの間	料理表示プレート	牛ロース肉のグリル The steak of beef loin
			左記ホテル内に備え置いたチラシ	牛ロース肉のグリル
天王寺都ホテル（大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号）内の「エトワール」と称する飲食店	「Lunch エトワール・バイキング」等のランチバイキング	平成20年4月から平成25年10月30日までの間	ウェブサイト	サーロインステーキ（鉄板焼き）
			料理表示プレート	サーロインステーキ 鉄板焼き
			左記ホテル内に備え置いたチラシ	サーロインステーキ
ウェスティン都ホテル京都（京都市東山区三条蹴上）内の「アクアブルー」と称する飲食店	「オータムビュッフェ」等のバイキング	平成24年11月から平成25年2月及び同年7月から同年10月30日までの間	料理表示プレート	ビーフステーキ
都ホテルニューアルカイク（兵庫県尼崎市昭和通二丁目7番1号）内の「アゼリア」と称する飲食店	ランチチョイスバイキング	平成25年1月から同年10月30日までの間	ウェブサイト	牛ロース肉の網焼き又は牛ロース肉のグリル
			メニュー	
同上	「土日祝日ランチバイキング」等のランチバイキング及び「平日ディナーバイキング」等のディナーバイキング	同上	ウェブサイト	牛ロース肉の鉄板焼き又は牛ロース肉のステーキ
			左記ホテル内に備え置いたチラシ	
沖縄都ホテル（那覇市松川40）内の「祇園」と称する飲食店	秋風御膳	平成25年9月から同年10月30日までの間	ウェブサイト	牛肉ときのこのしゃぶしゃぶ
			メニュー	牛肉と木の子のしゃぶしゃぶ
			左記ホテル内に備え置いたパンフレット	